

2025/10/17 (予定) 改正

基礎控除・給与所得控除の見直しに対応 他 4 件

Ver.1.40.0.0

基礎控除・給与所得控除の見直しに対応

以下のとおり、所得税の基礎控除の見直し等が行われました。

当サービスでは、申告書画面で「所得金額」と「基礎控除額」を計算する際に、自動的に反映されます。

- 基礎控除の見直し

合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	改正前	改正後
132 万円以下 (200 万 3,999 円以下)	48 万円	95 万円
132 万円超 336 万円以下 (200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下)		88 万円
336 万円超 489 万円以下 (475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下)		68 万円
489 万円超 655 万円以下 (665 万 5,556 円超 850 万円以下)		63 万円
655 万円超 2,350 万円以下 (850 万円超 2,545 万円以下)		58 万円

- 給与所得控除の見直し

55 万円の最低保障額が 65 万円に引き上げられました。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正前	改正後
162 万 5,000 円以下	55 万円	65 万円
162 万 5,000 円超 180 万円以下	その収入金額 × 40 % - 10 万円	
180 万円超 190 万円以下	その収入金額 × 30 % + 8 万円	

! 注意

- 令和 7 年 12 月 1 日以後に給与等の支払いがない人には適用されません
- 申告書の提出画面で、「令和 7 年 12 月 1 日以後に給与等の収入がない」にチェックを付けると改正前の申告書で情報を入力できます

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 ほか

以下の申告書が含まれます。

- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書【令和 7年分、令和 8年分】
- 給与所得者の基礎控除申告書
- 給与所得者の配偶者控除等申告書
- 所得金額調整控除申告書

☒ 令和 7年12月 1日以後に給与等の収入がない

対応メニュー

- 〔年末調整申告書提出〕画面
- 〔業務処理 - 申告書代理入力〕メニュー
- 〔業務処理 - 従業員別内容確認〕メニュー
- 〔業務処理 - 申告書別内容確認〕メニュー
- 〔業務処理 - 申告書PDF出力〕メニュー
- 〔業務処理 - 申告書記入用PDF出力〕メニュー
- 〔業務処理 - 申告書データ出力〕メニュー

特定親族特別控除の創設に対応

特定親族の合計所得金額に応じて控除する「特定親族特別控除」が創設されました。

 補足

特定親族とは、居住者と生計を一にする 19 歳以上 23 歳未満の親族で、**合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下**（収入金額が 123 万円超 188 万円以下）の人をいいます。

なお、合計所得金額が 58 万円以下の場合は、特定親族特別控除の対象とはなりません。扶養控除の対象となります（特定扶養親族に該当します）。

年末調整において特定親族特別控除の適用を受ける場合は、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

また、**合計所得金額が 58 万円超 100 万円以下**（収入金額が 123 万円超 165 万円以下）の場合は「源泉控除対象親族」となり、令和 8年 1月以後に支払うべき給与について、源泉控除が受けられます（令和 8年分以後の扶養控除等申告書の「源泉控除対象親族」欄に記載します）。

 補足

合計所得金額が 100 万円超 123 万円以下（収入金額が 165 万円超 188 万円以下）の特定親族については、各月の源泉徴収税額の計算では考慮されませんが、年末調整の際に特定親族特別控除申告書を提出することにより、特定親族特別控除の適用を受けることができます。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
58 万円超 85 万円以下 (123 万円超 150 万円以下)	63 万円
85 万円超 90 万円以下 (150 万円超 155 万円以下)	61 万円
90 万円超 95 万円以下 (155 万円超 160 万円以下)	51 万円
95 万円超 100 万円以下 (160 万円超 165 万円以下)	41 万円

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	特定親族特別控除額
100 万円超 105 万円以下 (165 万円超 170 万円以下)	31 万円
105 万円超 110 万円以下 (170 万円超 175 万円以下)	21 万円
110 万円超 115 万円以下 (175 万円超 180 万円以下)	11 万円
115 万円超 120 万円以下 (180 万円超 185 万円以下)	6 万円

- ！ 注意** 120 万円超 123 万円以下
(185 万円超 188 万円以下) 3 万円
- 令和 7年12月 1日以後に給与等の支払いがない人には適用されません
 - 申告書の提出画面で、「令和 7年12月 1日以後に給与等の収入がない」にチェックを付けると改正前の申告書で情報を入力できます。

必ず提出する申告書

☒ 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 ほか

以下の申告書が含まれます。

- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書【令和 7年分、令和 8年分】
- 給与所得者の基礎控除申告書
- 給与所得者の配偶者控除等申告書
- 所得金額調整控除申告書

☒ 令和 7年12月 1日以後に給与等の収入がない

当サービスでは、以下の項目が変更されます。

「特定親族特別控除額」を追加

扶養家族情報に「特定親族特別控除額」欄が追加され、自動計算された結果が表示されます。

所得情報			
給与所得	収入金額	1,300,000 円	所得金額 650,000 円
給与所得以外の所得の有無	所得の見積額が58万円を超える場合は、所得税の扶養になることはできません。 ただし、退職所得を除いた所得金額が58万円以下の場合は、住民税の扶養になることができます。		
	<input checked="" type="button" value="なし"/> あり		
所得の見積額			650,000 円
特定親族特別控除額			630,000 円

対応メニュー

- [年末調整申告書提出] 画面
- [業務処理 - 申告書代理入力] メニュー
- [業務処理 - 従業員別内容確認] メニュー
- [業務処理 - 申告書別内容確認] メニュー
- [業務処理 - 申告書PDF出力] メニュー
- [業務処理 - 申告書記入用PDF出力] メニュー
- [業務処理 - 申告書データ出力] メニュー

扶養家族情報の項目名を変更（令和 8年分以後の扶養控除等申告書）

令和 8年分以降の扶養控除等申告書の変更に伴い、翌年（令和 8年）分から、扶養家族情報の項目名「扶養控除対象又は16歳未満の扶養親族」が「源泉控除対象親族又は16歳未満の扶養親族」に変更されます。

対応メニュー

- [年末調整申告書提出] 画面
- [業務処理 - 申告書代理入力] メニュー
- [業務処理 - 従業員別内容確認] メニュー
- [業務処理 - 申告書別内容確認] メニュー

扶養親族等の所得要件の改正に対応

以下の通り、扶養親族等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。
当サービスでは、申告書画面の勤労学生等の所得要件や、扶養の所得要件が自動的に判定されます。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件（収入が給与だけの場合の収入金額）	
	改正前	改正後
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	48 万円以下 (103 万円以下)	58 万円以下 (123 万円以下)
配偶者特別控除の対象 となる配偶者	48 万円超 133 万円以下 (103 万円超 201 万 5,999 円以下)	58 万円超 133 万円以下 (123 万円超 201 万 5,999 円以下)
勤労学生	75 万円以下 (130 万円以下)	85 万円以下 (150 万円以下)

！ 注意

- 令和 7年12月 1日以後に給与等の支払いがない人には適用されません
- 申告書の提出画面で、「令和 7年12月 1日以後に給与等の収入がない」にチェックを付けると改正前の申告書で情報を入力できます。

必ず提出する申告書

☒給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 ほか

以下の申告書が含まれます。

給与所得者の扶養控除等（異動）申告書 [令和 7年分、令和 8年分]

給与所得者の基礎控除申告書

給与所得者の配偶者控除等申告書

所得金額調整控除申告書

☒令和 7年12月 1日以後に給与等の収入がない

また、改正後の所得要件により扶養となる場合（合計所得金額が 48 万円超 58 万円以下の場合）は、「異動月日及び事由」に「令和7年12月1日 改正」を自動表示します。

扶養親族 1 控除対象扶養親族

扶養親族 1 を扶養から外す

基本情報

氏名

必須

氏名を修正する
※漢字の誤り等で「氏名」を修正する場合はチェックを付けてください。

洋郎

氏名 (フリガナ)

ヒロアキ

扶養控除対象又は16歳未満の扶養親族

対象

退職手当等を有する扶養親族

対象外

性別

☒男性 ☐女性

続柄

必須

子

生年月日

必須

☒和暦 ☐西暦

平成 20年 5月 3日

同居区分

☐対象外 ☒同居

住所又は居所

必須

☒本人の住所又は居所と同じ
郵便番号
住所又は居所

異動月日及び事由

異動月日
12月 1日

異動事由
令和7年12月1日 改正

対応メニュー

- [年末調整申告書提出] 画面
- [業務処理 - 申告書代理入力] メニュー
- [業務処理 - 従業員別内容確認] メニュー
- [業務処理 - 申告書別内容確認] メニュー
- [業務処理 - 申告書PDF出力] メニュー
- [業務処理 - 申告書記入用PDF出力] メニュー
- [業務処理 - 申告書データ出力] メニュー

令和 6年入居の住宅ローン控除の改正に対応

新築・買取再販については、住宅の区分と特例対象個人か否かで、借入限度額が以下ようになります。



補足

特例対象個人とは、令和 6年12月31日（年の途中で死亡した場合はその時点）の現況で、以下のいずれかの人です。

- 夫婦のいずれかが 40 歳未満
- 19 歳未満の扶養親族を有する

特例対象個人として令和 6年分の確定申告を行った場合は、税務署から送付される住宅ローン控除申告書の住宅の区分等欄に「特例対象個人」と印字されます。

住宅の区分	借入限度額
認定住宅	特例対象個人の場合：5,000 万円 上記以外の場合：4,500 万円
ZEH水準省エネ住宅	特例対象個人の場合：4,500 万円 上記以外の場合：3,500 万円
省エネ基準適合住宅	特例対象個人の場合：4,000 万円 上記以外の場合：3,000 万円
その他の住宅	2,000 万円（建築確認を受けたものとします）
震災特例の場合	特例対象個人の場合：5,000 万円 上記以外の場合：4,500 万円

当サービスでは、住宅借入金等特別控除申告書の住宅の区分等を選択肢が追加され、以下のように変更されました。住宅借入金等特別控除証明書の記載をもとに各区分を選択すると、住宅借入金等控除額が自動的に計算されます。

変更前	変更後
印字がない 中古住宅 特例居住用家屋 認定住宅・新築 認定住宅・買取再販 認定住宅・新築・特例認定住宅等 ZEH水準省エネ住宅・新築 ZEH水準省エネ住宅・買取再販 ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 省エネ基準適合住宅・新築 省エネ基準適合住宅・買取再販 省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等	印字がない 中古住宅 特例居住用家屋 認定住宅・新築 認定住宅・買取再販 認定住宅・新築・特例認定住宅等 ZEH水準省エネ住宅・新築 ZEH水準省エネ住宅・買取再販 ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 省エネ基準適合住宅・新築 省エネ基準適合住宅・買取再販 省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等

変更前	変更後
	特例対象個人 特例認定住宅等・特例対象個人 認定住宅・新築・特例対象個人 認定住宅・買取再販・特例対象個人 認定住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 ZEH水準省エネ住宅・新築・特例対象個人 ZEH水準省エネ住宅・買取再販・特例対象個人 ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人 省エネ基準適合住宅・新築・特例対象個人 省エネ基準適合住宅・買取再販・特例対象個人 省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等・特例対象個人

対応メニュー

- 〔年末調整申告書提出〕画面
- 〔業務処理 - 申告書代理入力〕メニュー
- 〔業務処理 - 従業員別内容確認〕メニュー
- 〔業務処理 - 申告書別内容確認〕メニュー
- 〔業務処理 - 申告書データ出力〕メニュー

調書方式に対応した住宅ローン控除証明書（電子データ）の取込に対応

住宅ローン控除の適用に係る手続について、従来の年末残高証明書を用いる「証明書方式」に代えて、年末残高調書を用いる「調書方式」が導入されました。

それに伴い、調書方式に対応した住宅ローン控除証明書（電子データ）を『マイナポータル』から取得して、当サービスで取り込めるようになりました。



補足

「調書方式」に対応している金融機関については、以下の国税庁のホームページをご参照ください。

[年末残高調書を用いた方式（調書方式）に対応した金融機関の一覧 | 国税庁](#)

対応メニュー

- 〔年末調整申告書提出〕画面
- 〔業務処理 - 申告書代理入力〕メニュー
- 〔業務処理 - 従業員別内容確認〕メニュー
- 〔業務処理 - 申告書別内容確認〕メニュー

内容については、変更または次回以降へ延期する場合があります。